

川島町子ども・子育て支援事業計画

かわじま子育て応援プラン



平成27年3月

川島町

はじめに

わが国においては、急速な少子高齢化の進行や、地域コミュニティ意識の希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化しています。そんな中、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また、保育ニーズの多様化も進んでいます。今まさに、国や地域をあげて、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの取り組みを構築することが求められています。



国は、「子ども・子育て関連3法」を平成24年8月に成立させ、市町村においては「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

この3法の趣旨は、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考え方を基本とし、幼児期の教育や保育、地域の子どもの子育てを総合的に推進するものとされています。

川島町でも、川島町次世代育成支援行動計画などの実績と、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための道標として、ここに「かわじま子育て応援プラン」を策定いたしました。

策定にあたりましては、今まさに子育てをしているご家庭に対してアンケートを行い、多様なニーズやご意見を集約し、「川島町子ども・子育て会議」において検討いただき、まとめました。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました「川島町子ども・子育て会議」の皆さまをはじめ、「アンケート調査」「町民コメント」などに貴重なご提言をいただきました町民の皆さまに対し、心から厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

川島町長 **飯島 和夫**

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状	4
第1節 少子化などの現状.....	4
第2節 子育て家庭の状況.....	12
第3節 子育て支援サービスの状況.....	15
第4節 ニーズ調査結果からみた子育て状況.....	17
第3章 川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	27
第4章 計画の基本理念と基本的な考え方	28
第1節 基本理念.....	28
第2節 基本的な視点.....	29
第3節 基本目標.....	30
第4節 計画の体系.....	31
第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策 .	32
第1節 教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方.....	32
第2節 計画の推進方策.....	33
第3節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容 .	43
第6章 個別施策の展開	45
基本目標1 地域における子育ての支援.....	45
基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進.....	49
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	52
基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備.....	55

第7章 計画の推進体制と進捗管理	58
第1節 取組みの方針.....	58
第2節 計画の推進体制.....	58
第3節 計画の進捗管理と点検・評価.....	58
資料編	59
1 川島町子ども・子育て会議条例.....	59
2 川島町子ども・子育て会議委員名簿.....	61
3 川島町子ども・子育て会議開催経過.....	62
4 用語集.....	63

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

国では平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法「次世代育成支援対策推進法」を制定し、関係機関が子ども・子育て支援について総合的な施策に取り組んできました。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口（平成24年（2012）1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計によると、14歳以下の年少人口については今後も減少傾向となり、2010年の1,684万人から、2060年には791万人まで減少すると予測されています。

共働き家族の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化によって、子どもたちを支える親の負担が増えるとともに、仕事と子育てを両立させることが困難な状況にあります。国や地域をあげた社会全体で少子化に歯止めをかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

このようななか、このたび平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実などを図るため、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

本町では、これまでも次世代育成支援対策推進法に基づく「川島町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年度から平成26年度までを期間とした後期計画では、基本理念「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を目指し、前期計画の進捗を踏まえた次世代を担う子どもたちの育成と子育て家庭の支援に取り組んできました。

今後は、子ども・子育て関連3法に基づく「川島町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐ形で、子どもたち一人ひとりが健やかに成長できるように幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第5次川島町総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）を上位計画とした保健医療福祉分野の個別計画として位置付けます。

また、本計画は平成22年3月に策定された「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の後継計画とします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

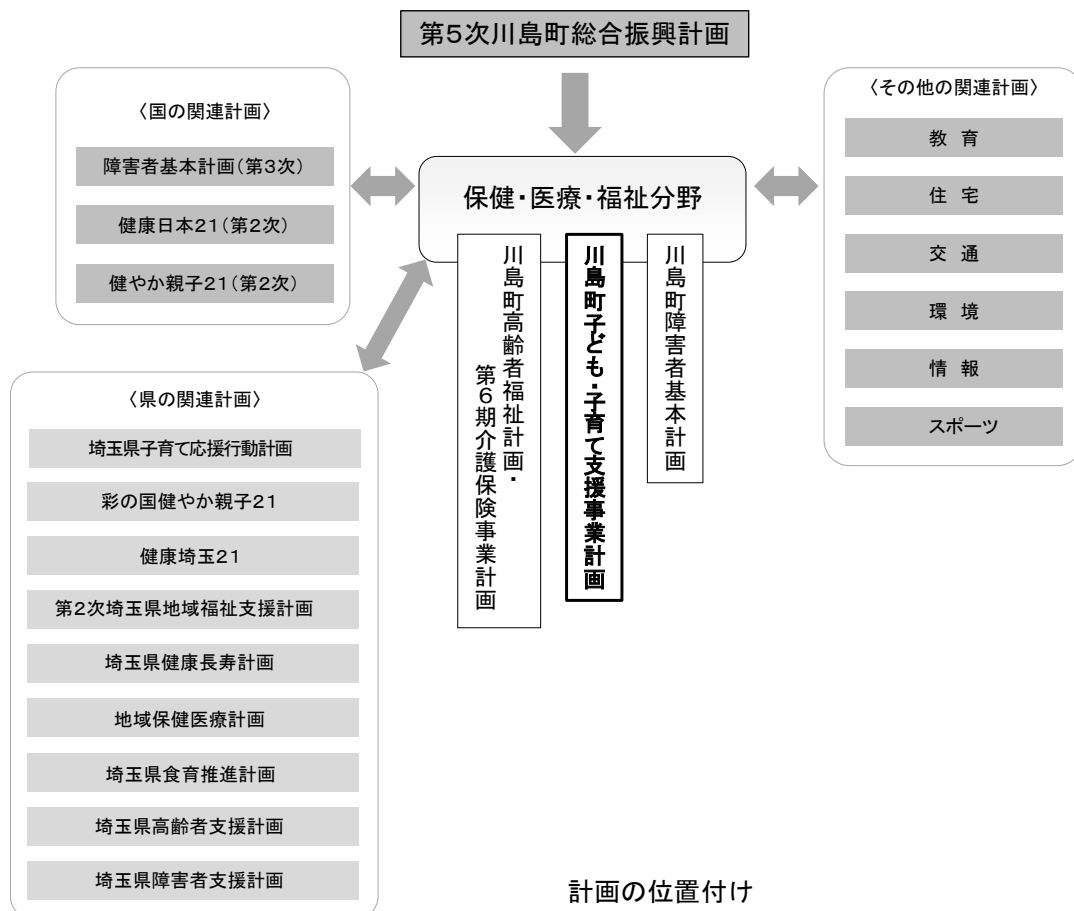
第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。



第3節 計画の期間

計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。



第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

第1節 少子化などの現状

(1) 人口の推移

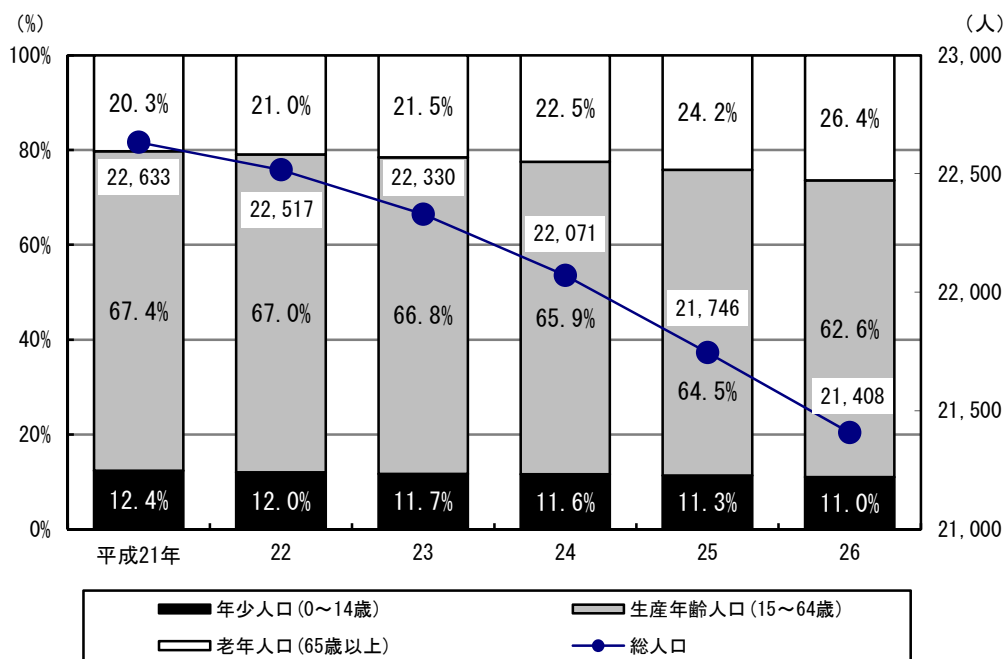
①総人口及び年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳によると、川島町における総人口は、平成21年から平成26年にかけてほぼ一定に減少しており、ここ5年間では1,225人の減少となっています。

また、年齢3区分別人口構成では、年少人口が1.4%の減少、生産年齢人口が4.8%の減少、老年人口は6.1%の増加となっています。

年少人口が減少するなか、老年人口は増加しており、川島町においても確実に少子高齢化が進んでいることが伺えます。

■ 総人口及び年齢3区分別人口



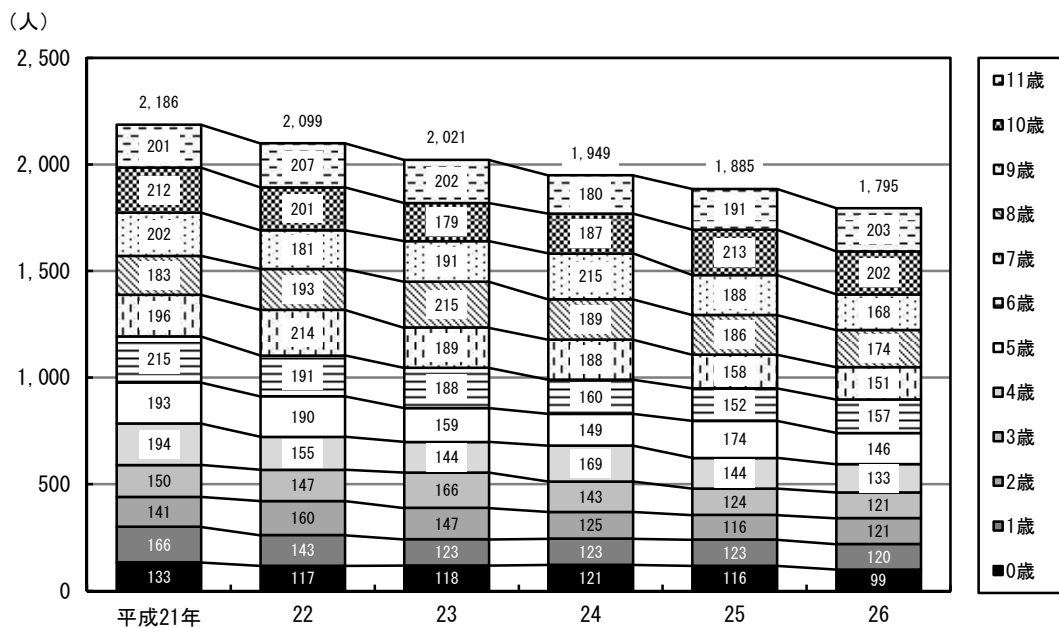
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②児童人口（0～11歳）の推移

川島町の就学前から小学校にかけての児童人口（0～11歳）は、平成21年から平成26年にかけて減少傾向となっており、ここ5年間では、391人の減少となっています。

また、年齢別の児童人口では、平成21年から平成26年までの0歳児の数が特に少なく、現状のままでは少子化は今後一層進行することが予測されます。

■ 児童人口の推移（川島町）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の推移

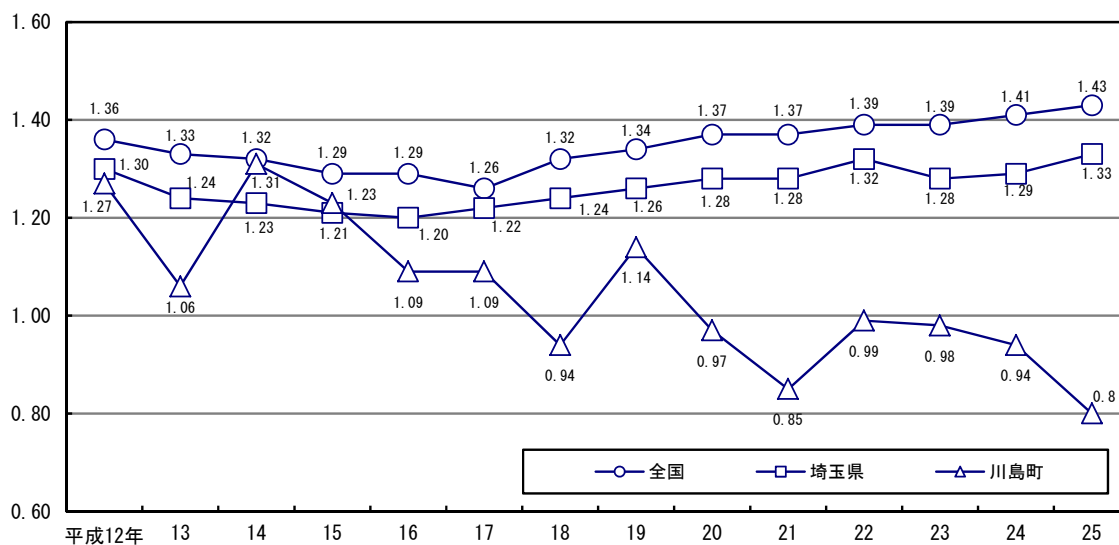
①合計特殊出生率の推移

川島町における合計特殊出生率*は、平成12年から平成24年にかけて増減を繰り返しながら減少し、平成25年には0.80まで低下しました。平成22年では0.99と一旦増加したものの再び減少しています。

全国及び埼玉県と比較しても低く、依然として人口置換水準を大きく下回る状況が続いています。

■ 合計特殊出生率の推移

(合計特殊出生率)



資料：埼玉県人口動態（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

※合計特殊出生率

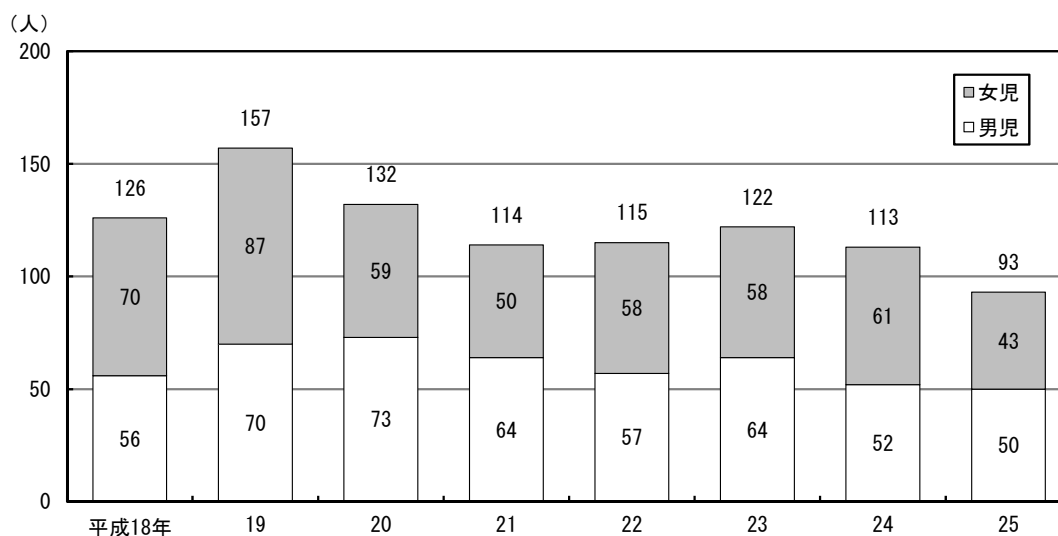
15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数。

②出生数の推移

川島町における出生数は、平成19年から平成21年にかけて減少傾向でしたが、平成23年に向け、やや増加しました。

しかし、平成23年以降は再び減少傾向となり、平成25年の出生数は男児50人、女児43人の計93人と100人を割り込んでおり、出生数から見ても少子高齢化が顕著に表れていると言えます。

■ 出生数の推移



資料：埼玉県人口動態（各年12月末現在、埼玉県保健医療部保健医療政策課）

(3) 婚姻の動向

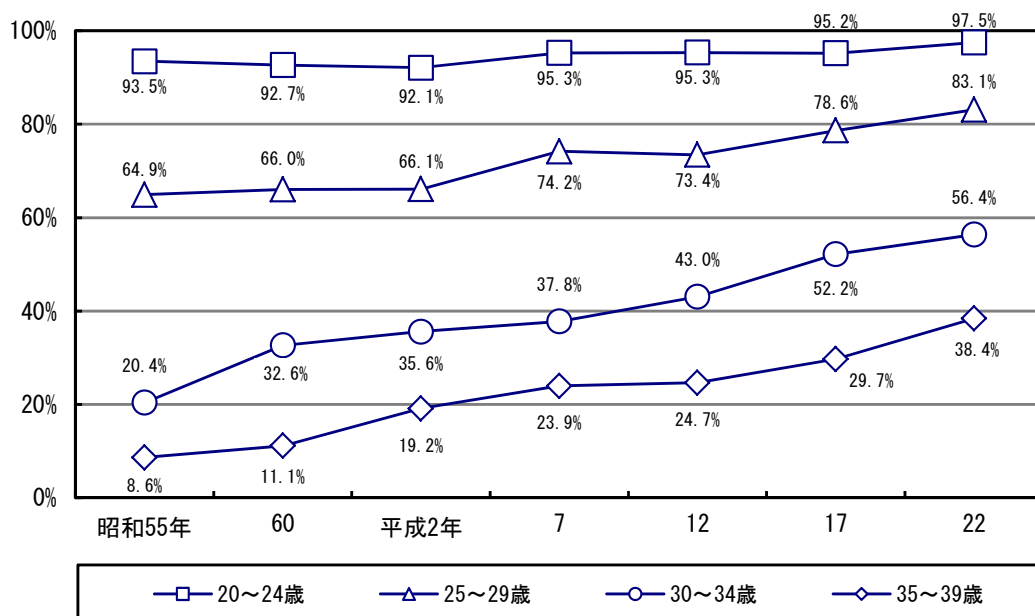
現在は、晩婚化が進んでおり、このまま結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このため、未婚化・晩婚化は少子化の最も高い要因の一つとして指摘されています。

①未婚率の比較

川島町における未婚率を男女別にみると、昭和55年から平成22年にかけて男性・女性ともにすべての年代で増加傾向となっています。このうち、30～34歳の男性は昭和55年から平成22年にかけて36ポイント、25～29歳の女性については46.9ポイントの増加を表しています。

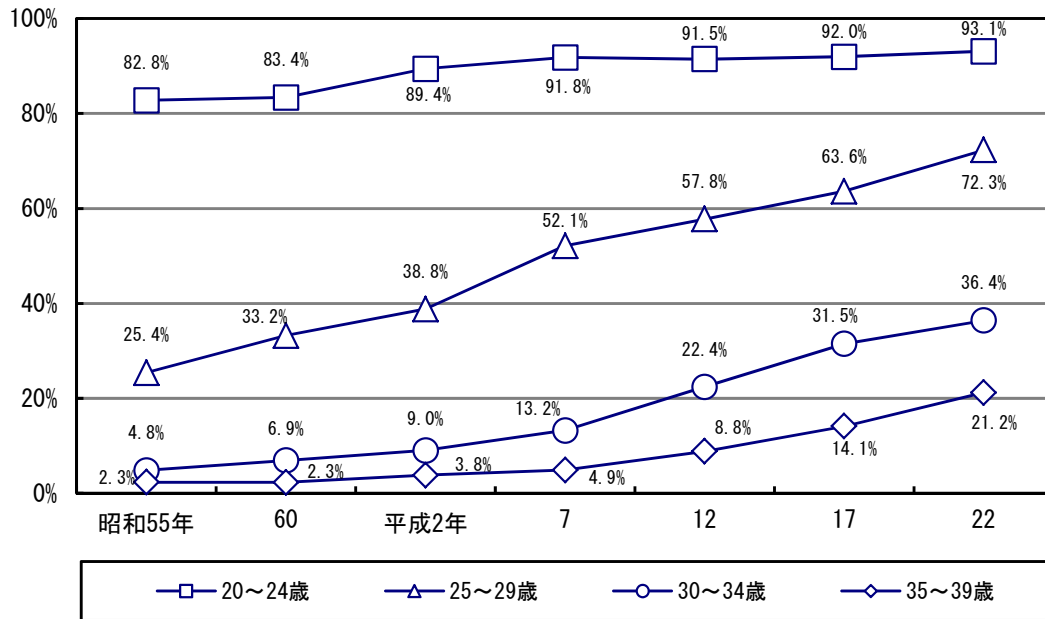
川島町においても、近年では、未婚化・晩婚化が急速に進行していることがわかります。

■ 未婚率（男性）の比較



資料：国勢調査（5年ごと）

■ 未婚率（女性）の比較



資料：国勢調査（5年ごと）

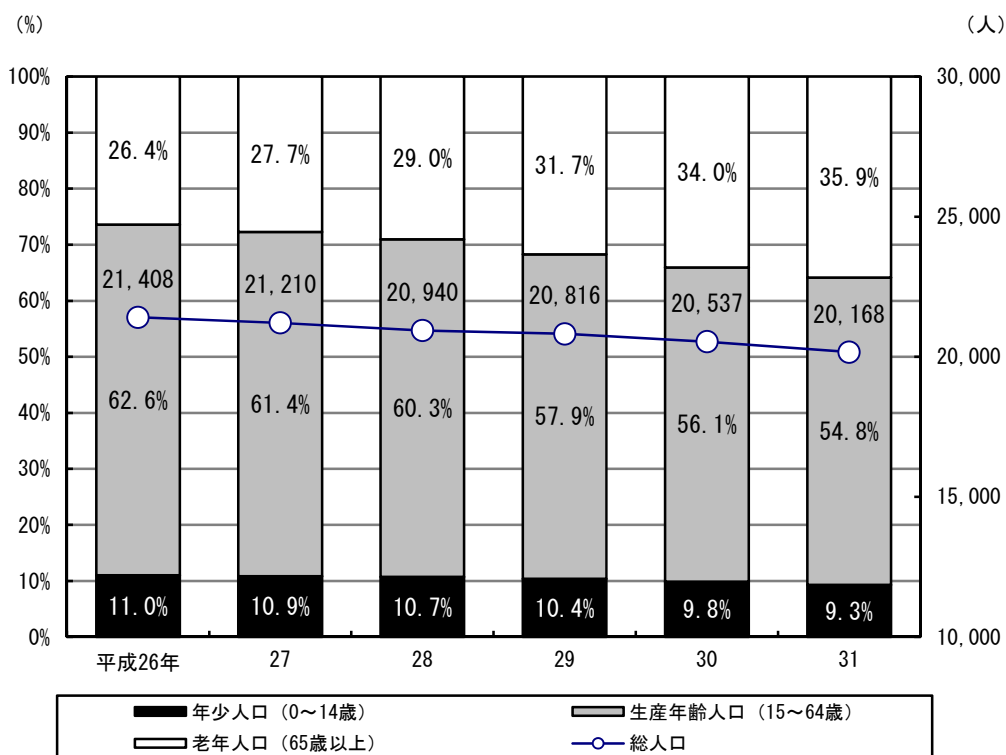
(4) 総人口・年少人口の将来予測

①総人口・人口構成の推計

川島町の人口推計によると、総人口は平成26年から平成31年にかけて1,240人減少することが予測されています。年齢3区分の人口構成では、年少人口が1.7%の減少、生産年齢人口が7.8%の減少、老年人口では9.5%の増加が見込まれています。

今後、川島町においては、少子化の影響による年少人口の減少、それに伴う生産年齢人口の減少、さらに高齢化率の上昇が今後加速することで人口構造の変化が生じ、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

■ 人口推計（総人口・年齢3区分）



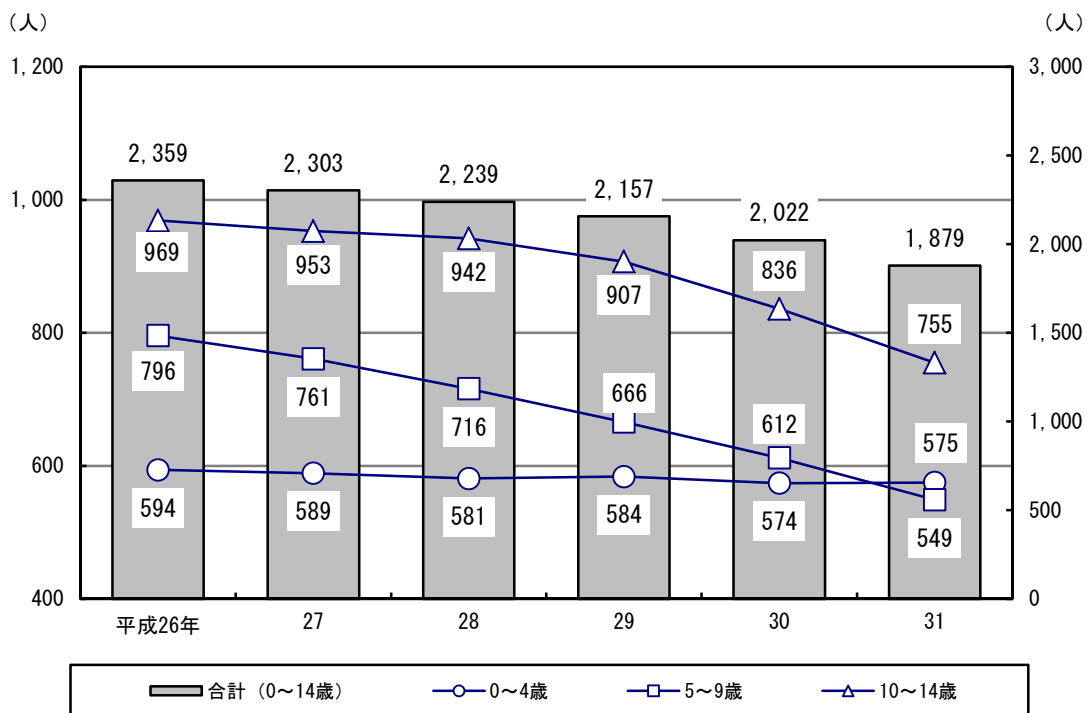
資料：住民基本台帳に基づく推計

②年少人口（0～14歳）の推計

人口推計によると、川島町の年少人口（0～14歳）は、平成26年から平成31年にかけて合計で480人減少することが予測されています。

年齢階級別にみると、すべての年齢階級で減少傾向を示しており、このうち5～9歳の減少が最も多く247人の減少が見込まれています。

■ 人口推計（年少人口（0～14歳））



資料：住民基本台帳に基づく推計

第2節 子育て家庭の状況

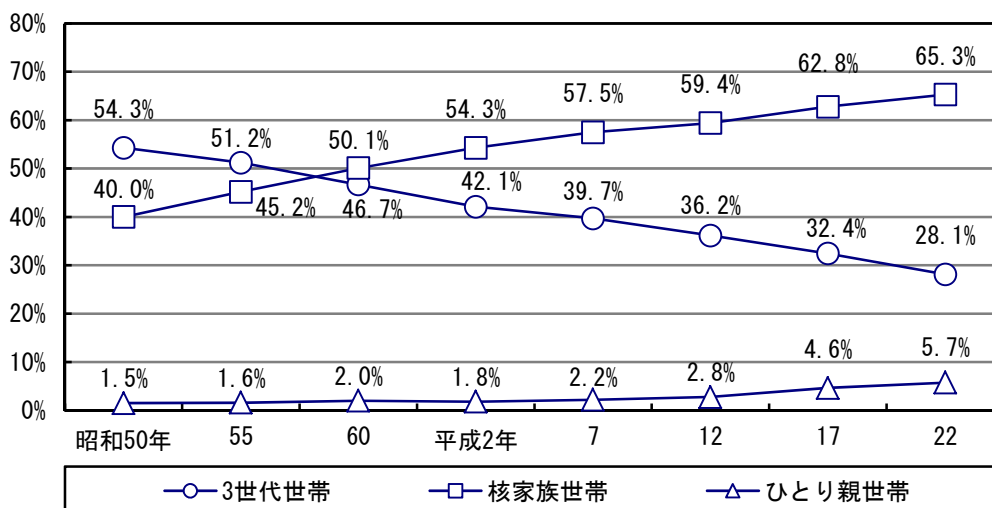
(1) 18歳未満の児童がいる世帯の動向

川島町における18歳未満の児童がいる世帯のうち核家族世帯（ひとり親世帯を含む）の割合は、昭和55年から平成22年にかけて増加傾向となっており、平成22年には65.3%となっています。一方、3世代世帯の割合は減少傾向となっており、昭和50年に54.3%であったものが、平成22年には28.1%と大幅な減少となっています。

また、ひとり親世帯については微増傾向となっており、平成22年には5.7%となっています。

さらに、一般世帯のうち18歳未満児童がいる世帯の割合は、昭和50年には69.1%であったものが、平成22年では26.0%となっており、核家族化の進行及び18歳未満の児童のいる世帯が減少していることがわかります。

■ 18歳未満の児童がいる世帯の推移

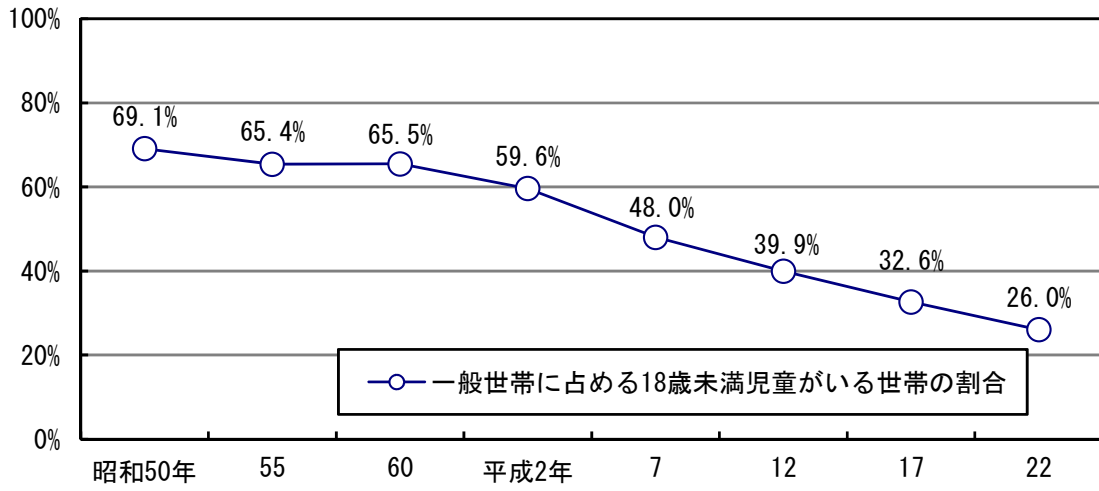


資料：国勢調査（5年ごと）

【参考：国、県との比較】

区分	国	県	川島町
3世代世帯	19.6%	15.0%	28.1%
核家族世帯	69.9%	76.1%	65.3%
ひとり親世帯	10.5%	8.9%	5.7%

■ 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯の推移



資料：国勢調査（5年ごと）

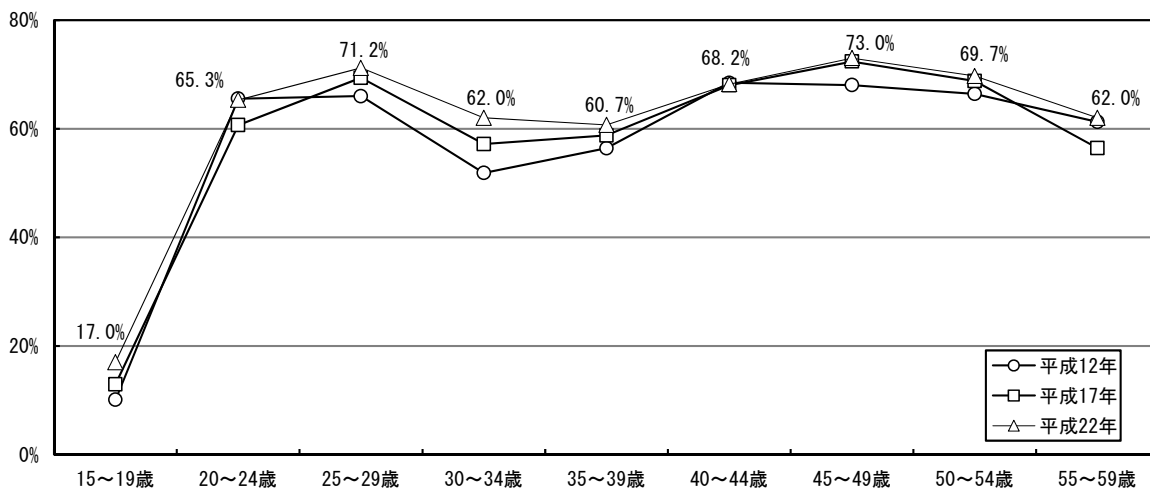
【参考：国、県との比較】

区分	国	県	川島町
一般世帯に占める18歳未満児童がいる世帯の割合	23.1%	24.6%	26.0%

(2) 女性の就労状況

川島町における女性の就業率を年齢別にみると、20歳代半ばと50歳代前後という2つのピークを持ついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産・育児を機に一旦離職し、その後、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。

■ 女性の就業率の推移



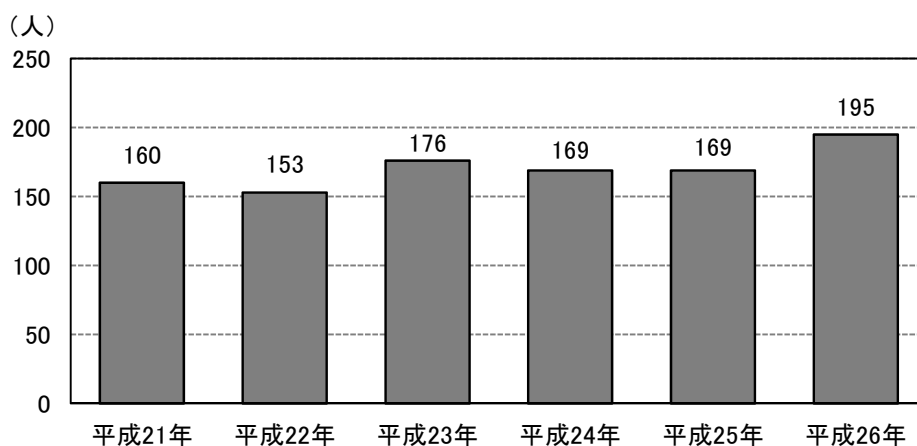
資料：国勢調査（5年ごと）

第3節 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園園児数の推移

町内の保育園は2園で、変動を繰り返していますが、総じて増加傾向となっており、平成26年の入園児童数は195人で、平成21年と比較すると35人増加しています。

■ 保育園利用者数

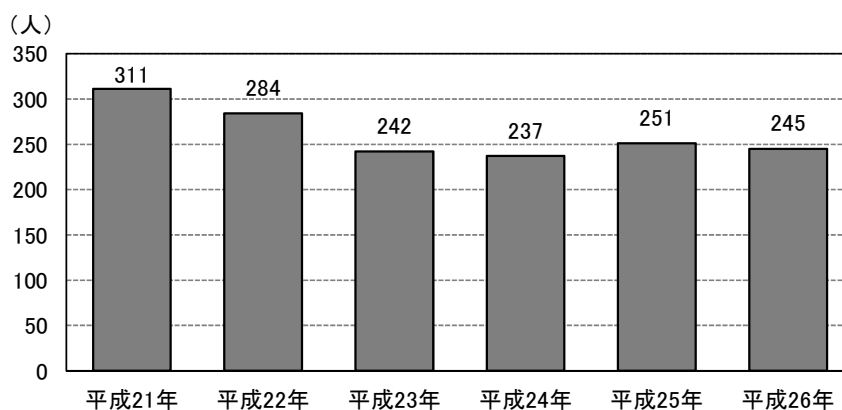


資料：川島町子育て支援課

(2) 幼稚園園児数の推移

町内の幼稚園は2園で、変動を繰り返し、減少傾向となっています。平成26年の入園児童数は245人で、平成21年と比較すると66人減少しています。

■ 幼稚園利用者数



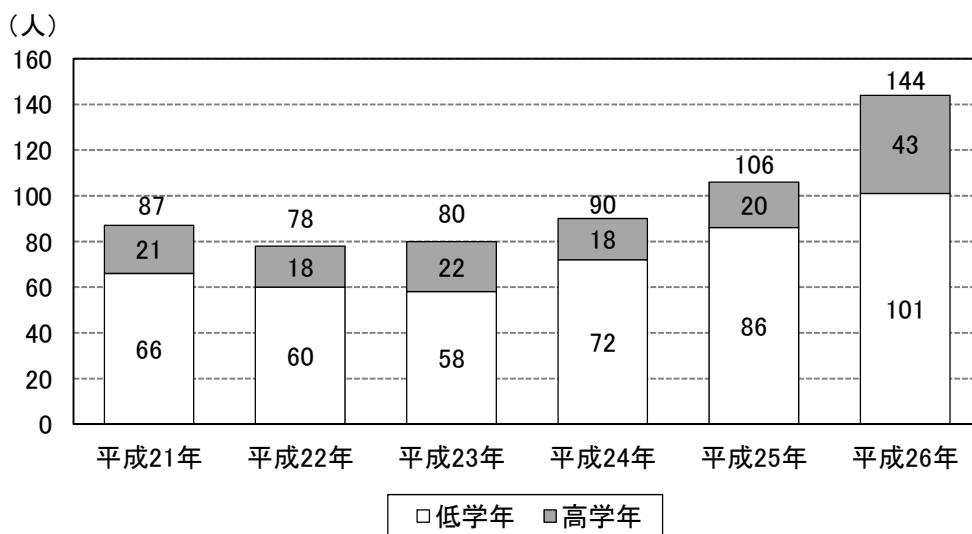
資料：川島町教育総務課

(3) 放課後児童クラブ利用者数の推移

現在、町内には3つの学童クラブがあります。低学年利用者は、平成23年までは減少していましたが、平成24年以降は増加し、平成26年の利用者は101名と平成21年に比べ35名の増加となっています。

なお、高学年の利用者も増加傾向となっており、平成26年では43名と前年に比べ2倍以上となっています。

■ 放課後児童クラブの利用者数



資料：川島町子育て支援課



第4節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

(1) 目的

川島町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、町民の皆さまの子育てに関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するため、ニーズ調査を実施しました。

(2) 調査期間

平成25年12月6日（金）～平成25年12月20日（金）

(3) 調査対象者

川島町内にお住まいで0歳から小学5年生までのお子さんを持つ保護者のかたを対象に調査を実施しました。

(4) 調査票配付方法

川島町内の各施設（保育園、幼稚園、小学校）を利用している対象者については、利用先の施設で、配付していただき、それ以外の対象者については、郵送で配付しました。

(5) 配付数及び回収数

（回収率は総配付数に対する割合）

種別	対象施設	配付数		回収数		回収率
就学前児童	さくら保育園	75件	214件	27件	58件	9.1%
	けやき保育園	74件		18件		
	川島幼稚園	65件		13件		
	郵送	419件		242件		38.2%
	計	633件		300件		47.4%

種別	対象施設	配付数		回収数		回収率
就学後児童	中山小学校	154件	448件	28件	77件	17%
	伊草小学校	156件		24件		
	三保谷小学校	34件		7件		
	出丸小学校	28件		4件		
	八ツ保小学校	37件		10件		
	小見野小学校	39件		3件		
	郵送	4件		171件		37.8%
計	452件		248件		54.9%	

	配付数	回収数	回収率
合計	1,085件	548件	50.5%

(6) 就学前児童調査結果抜粋

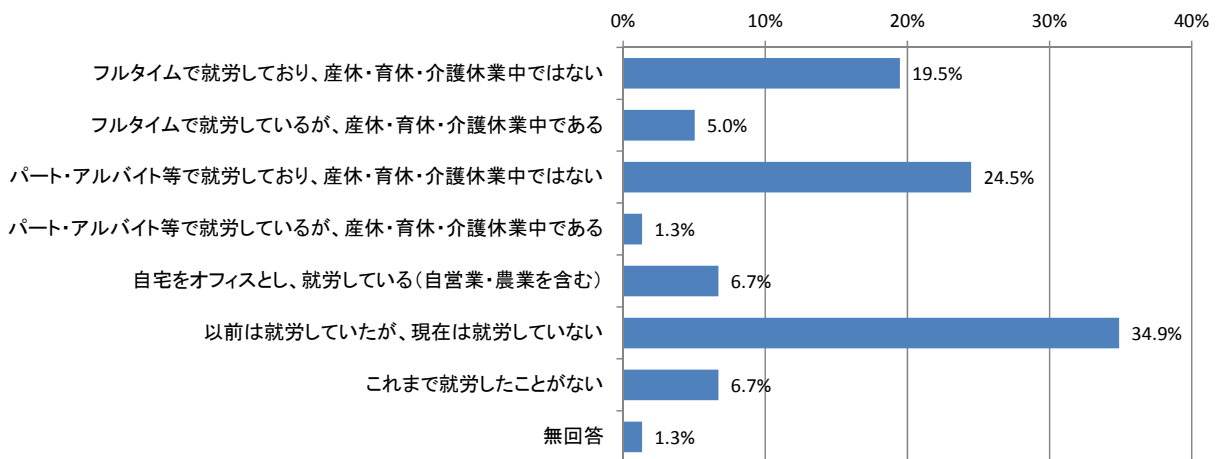
①保護者の就労状況

【母親】

「母親」の就労状況は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.5%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.5%となっています。

産休・育休・介護休業中の割合は、フルタイムの5.0%とパートタイムの1.3%を合わせて6.3%となっています。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は34.9%となっています。

「自宅をオフィスとし、就労している（自営業・農業を含む）」の割合が6.7%となっています。

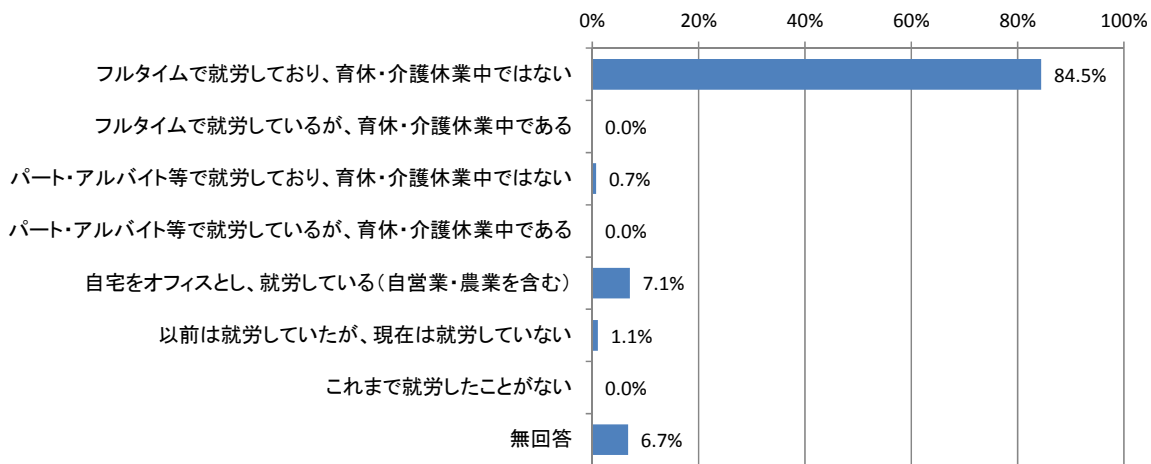


総回答数=298

【父親】

「父親」の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が84.5%と最も高くなっています。

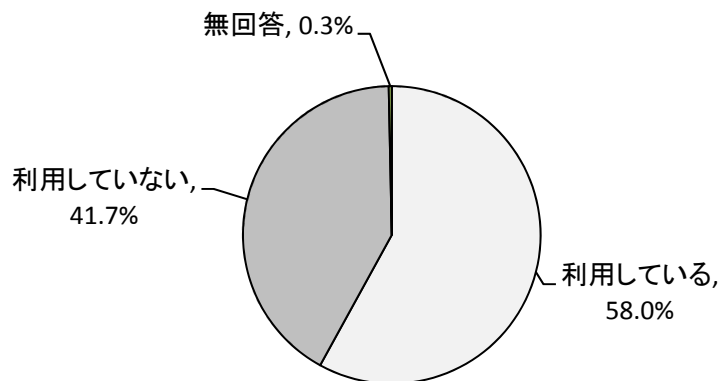
また、「自宅をオフィスとし、就労している（自営業・農業を含む）」の割合が7.1%となっています。



総回答数=283

②現在、教育・保育を定期的に利用している状況

定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」の割合が58.0%に対し、「利用していない」が41.7%と、「利用している」割合が上回っています。

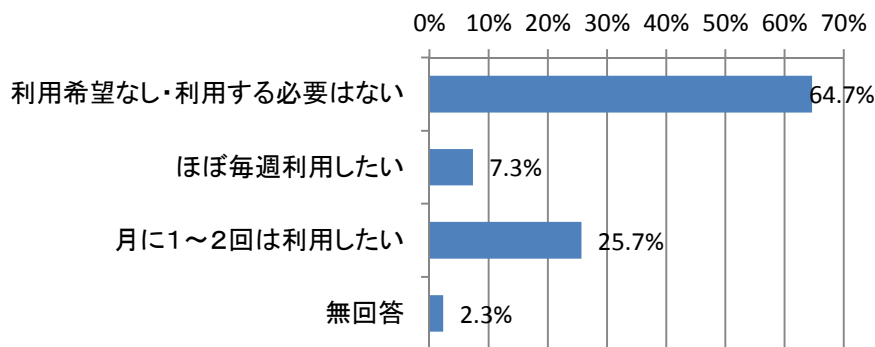


総回答数=300

③土曜・休日・長期休暇の利用意向

【土曜日の利用意向】

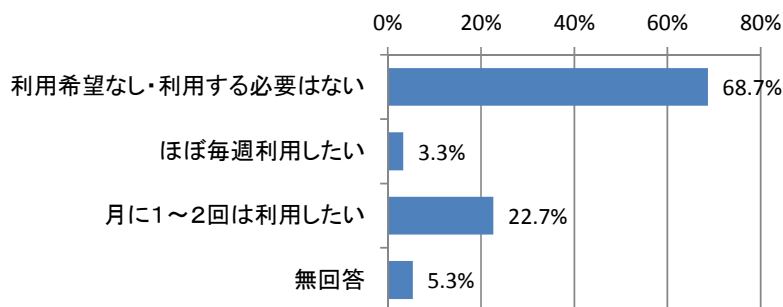
土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望は、「利用希望なし・利用する必要はない」の割合が64.7%に対し、「ほぼ毎週利用したい（7.3%）」と「月に1～2回は利用したい（25.7%）」の合計割合は33.0%となっています。



総回答数=300

【日曜・祝日の利用意向】

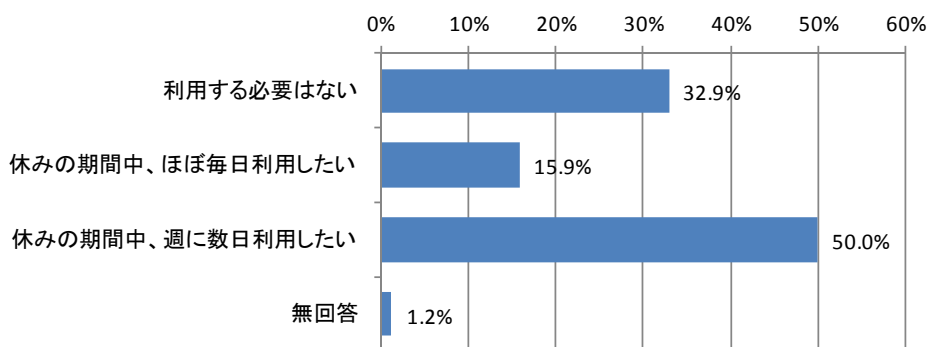
日曜・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望は、「利用希望なし・利用する必要はない」の割合が68.7%に対し、「ほぼ毎週利用したい（3.3%）」と「月に1～2回は利用したい（22.7%）」の合計割合は26.0%となっています。



総回答数=300

【長期休暇の利用意向（幼稚園利用者）】

幼稚園利用者の夏休み・冬休みなどの長期の休暇中の定期的な教育・保育の事業の利用希望は、「利用する必要はない」の割合が32.9%に対し、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい(15.9%)」と「休みの期間中、週に数日利用したい(50.0%)」の合計割合は65.9%となっています。

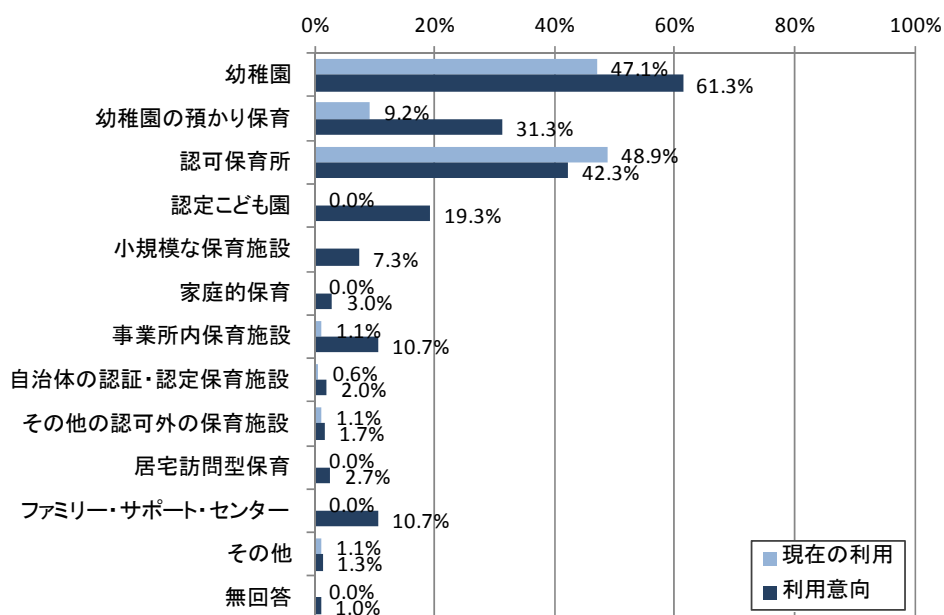


総回答数=82

④定期的に利用している事業

現在利用している平日の教育・保育の事業の利用種別は、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が48.9%と最も高く、次いで「幼稚園（通常就園時間の利用）」が47.1%となっています。

今後の利用意向は、「幼稚園（通常就園時間の利用）」の割合が61.3%と最も高く、次いで「認可保育所（都道府県等の認可を受けた保育所(定員20人以上)）」が42.3%、「幼稚園の預かり保育（通常就園に加え就園時間を延長して預かる事業〔定期的な利用の場合〕）」が31.3%となっています。



現在の利用=174

利用意向=300

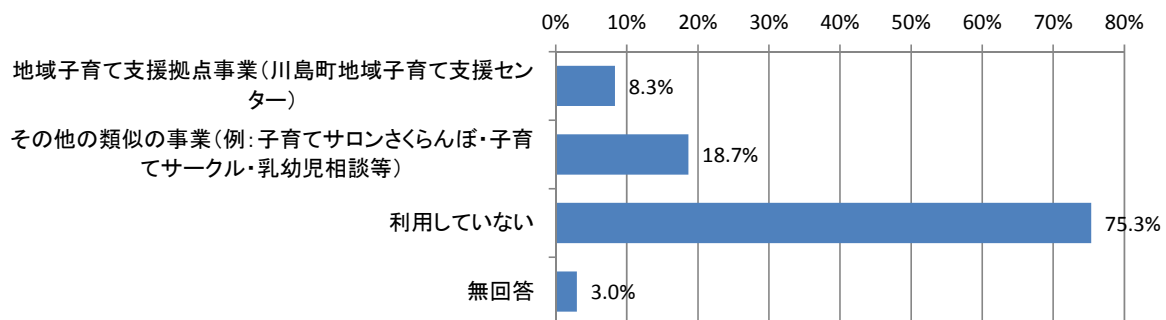
⑦地域子育て支援拠点事業の利用状況と今後の利用意向について

【利用状況】

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（川島町地域子育て支援センター）」を利用している割合が8.3%に対し、「利用していない」が75.3%となっています。

また、その他の類似事業の利用は18.7%となっています。

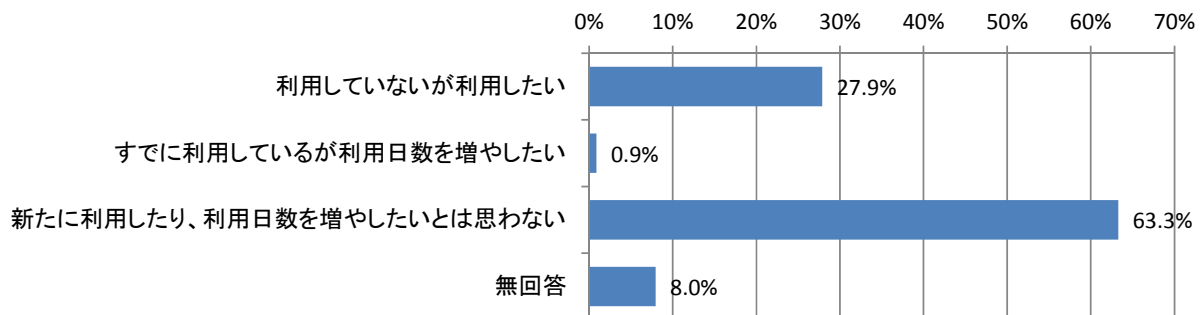
地域子育て支援拠点事業の利用回数は、1週あたりでは「1回（16.0%）」の割合、1ヶ月あたりでは「1回～3回（72.0%）」の割合が比較的高くなっています。



総回答数=300

【利用意向】

地域子育て支援拠点事業の新規の利用及び利用拡大の意向は、「利用していないが、今後利用したい（27.9%）」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい（0.9%）」の合計割合が28.8%に対し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が63.3%となっています。



総回答数=226

(7) 就学児童調査結果抜粋

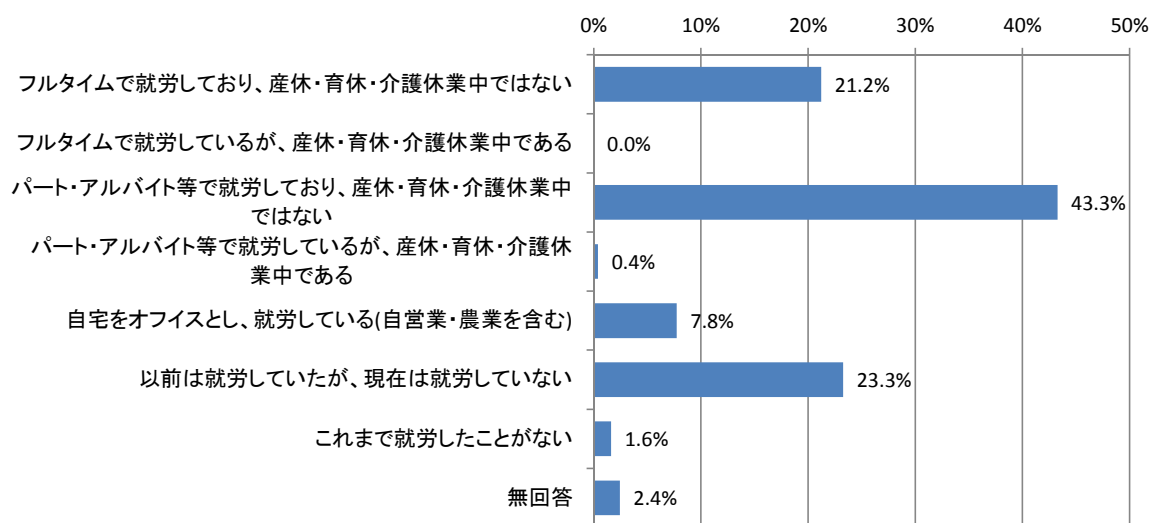
①保護者の就労状況

【母親】

「母親」の就労状況は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が43.3%と高く、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合は21.2%と続いています。

産休・育休・介護休業中の割合は、フルタイムの0.0%とパートタイムの0.4%を合わせて0.4%となっており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は23.3%となっています。

また、「自宅をオフィスとし、就労している（自営業・農業を含む）」の割合は7.8%となっています。



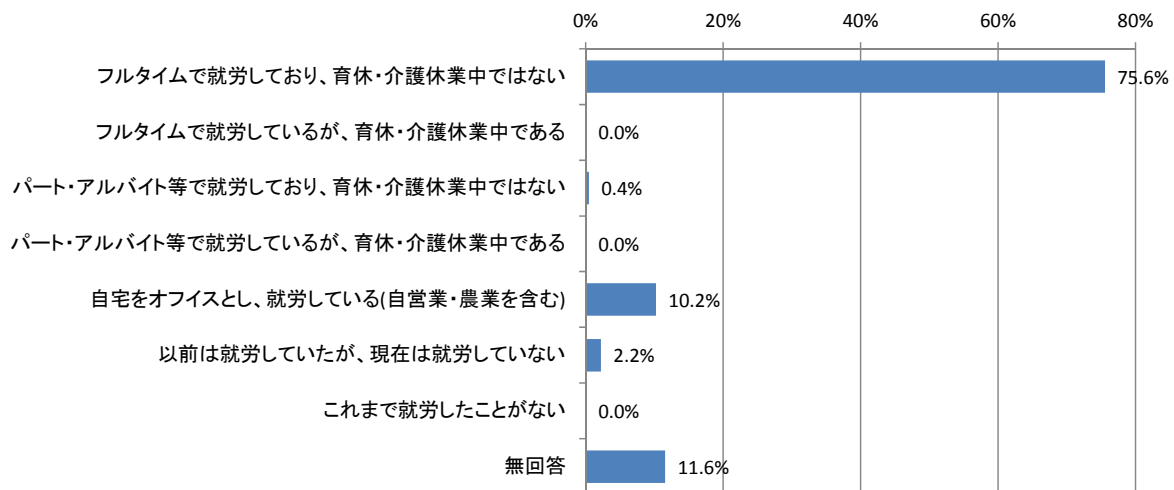
総回答数=245

【父親】

「父親」の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合は75.6%と最も高くなっています。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は2.2%となっています。

また、「自宅をオフィスとし、就労している（自営業・農業を含む）」の割合は10.2%となっています。



総回答数=225

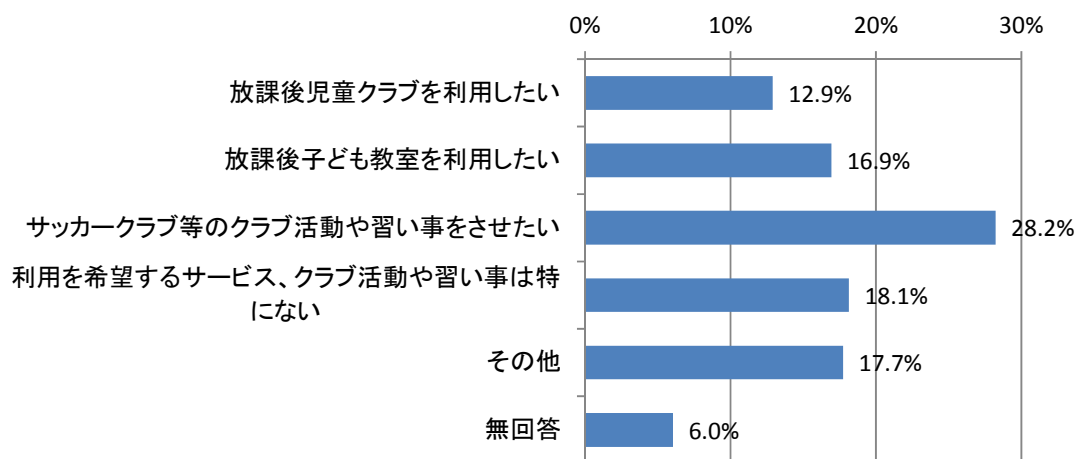
②高学年の放課後の過ごし方

【今後の利用】

放課後の過ごし方については、「サッカークラブ等のクラブ活動や習い事をさせたい」の割合が28.2%と最も高く、「放課後子ども教室を利用したい」が16.9%となっています。

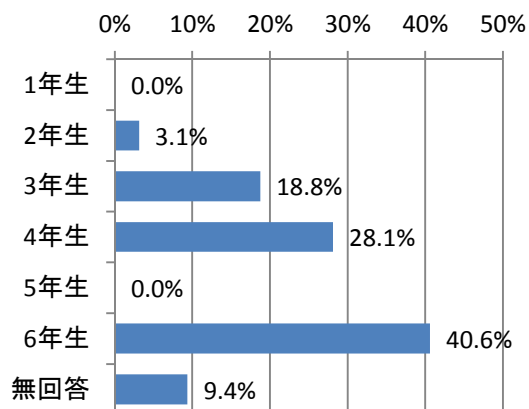
また、「利用を希望するサービス、クラブ活動や習い事は特にない」の割合が18.1%となっています。

「放課後児童クラブを利用したい」で何年生まで利用したいですかの回答では、「6年生」の割合が40.6%と高くなっています。



総回答数=248

【放課後児童クラブを利用したい学年】



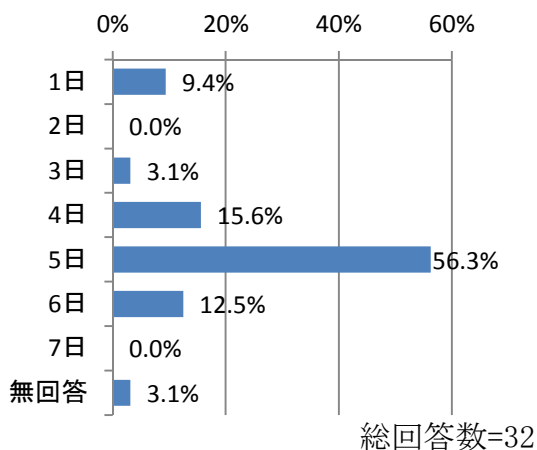
総回答数=32

③放課後児童クラブの利用について

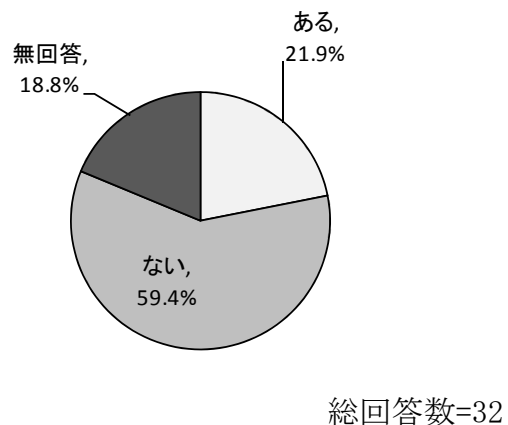
【利用日数、土・日の利用意向】

放課後児童クラブの利用日数は1週あたり「5日」の割合が56.3%と最も高くなっています。また、土日の利用については、「ある」が21.9%に対し、「ない」が59.4%と大きく上回っています。

【1週あたり利用日数】



【うち土・日の利用】



第3章 川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成22年3月に策定した「川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名	単位	H20年度実績値	H25年度実績値	H26年度目標値	H25年度達成状況
認可保育所の通常保育事業 (1日：利用者数)	人	179	169	212	79.7%
3歳未満児	人	58	63	56	112.5%
3歳以上児	人	121	106	156	67.9%
延長保育事業（1日：利用定員）	人	—	—	120	—（※1）
	か所	—	2	2	—
夜間保育事業	人	—		実施検討	—
夜間養護事業 (トワイライトステイ事業)	人	—		実施検討	—
休日保育事業 (年間延べ利用者数)	人	—		実施検討	—
	か所	—		実施検討	—
病児・病後児保育事業	人	実施検討		実施検討	—
放課後児童クラブ	人	97	106	95	111.6%
放課後児童健全育成事業 (年間利用)	か所	2	3（※2）	2	150.0%
一時預かり事業（年間延べ利用）	人	813	4,822	5,000	96.4%
	か所	1	3	2	150.0%
地域子育て支援拠点事業（園数）	か所	1	1	2	50.0%
ファミリー・サポート・センター事業	か所	—		実施検討	—（※3）
短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	人	—		実施検討	—

※1 延長保育事業は平成24年度から実施しており、利用定員を設けていません。

※2 放課後児童クラブは平成24年度より1か所新設しています。

※3 ファミリー・サポート・センター事業は平成26年度より実施しています。

第4章 計画の基本理念と基本的な考え方

第1節 基本理念

川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぐ本計画においても、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに育つよう、地域・事業所・行政が一体となって応援していきます。

また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、川島町のすべての子育て家庭を地域社会全体で応援していきます。

このことから、一貫性という意味からも、川島町次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承し、

「子どもの未来を

地域で支えるまちづくり」

を本計画の基本理念とします。



第2節 基本的な視点

本計画の策定及び事業の実施にあたっては、5つの視点を基本とします。

1. 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。また、男女が協力して子育てを行うことにより、子どもたちが安心して健やかに育つよう支援します。

2. 次代の親を育成する視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

3. 地域全体で子どもと家庭を支える視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組んでいきます。

4. すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待などの子どもの抱える背景の多様化に十分対応できるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。

また、子育てにおいて孤立化することのないよう、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

5. 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組んでいきます。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化が進み、地域の「つながり」や「かかわり」が薄れていくなかで、「身近に相談できる相手がいない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親などの育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

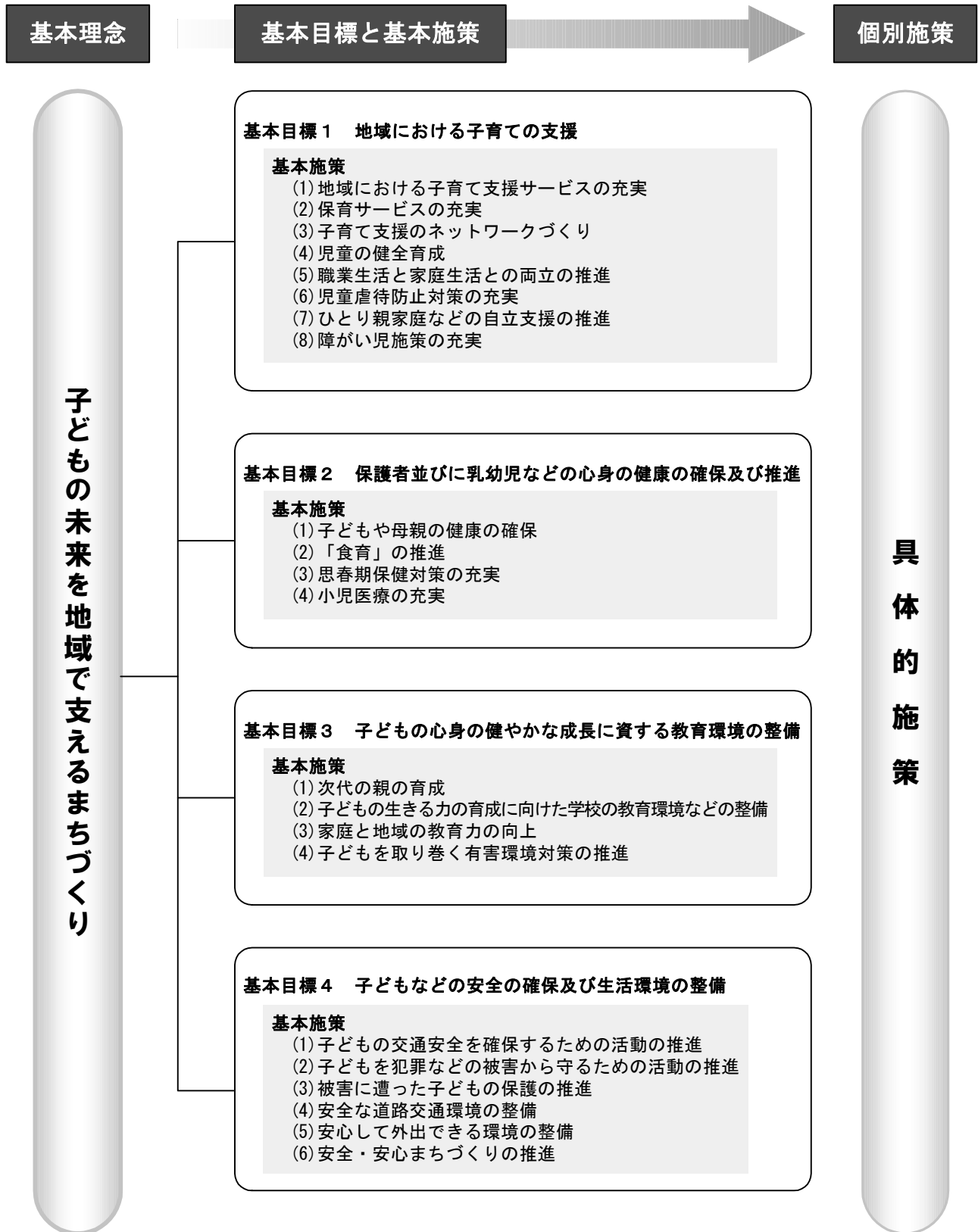
家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、地域の居住環境の整備を進めていきます。

第4節 計画の体系



第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

第1節 教育・保育事業などの提供区域の基本的な考え方

教育・保育事業などの提供区域は、以下の事項を考慮し、町全体で1区域として設定しました。

- ・教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、広域的に利用されている。
- ・計画的に対応するための需要推計を設定する。
- ・利用者が特徴のある教育・保育を選択する。



第2節 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育園、認定こども園などの教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

満3歳～小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境のなかで教育を提供します。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		208	205	202	196	185
②確保方策	幼稚園・認定こども園	31	—	—	—	—
	町外施設（町内在住）	17	17	17	17	17
	確認を受けない幼稚園（※）	280	280	280	280	280
②－①		120	92	95	101	112

※確認を受けない幼稚園…子ども・子育て支援法に基づく新制度に入らない従来型の幼稚園

【確保の内容】

(単位：園)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	0	0	0	0	0
幼稚園	2	1	1	1	1
合計	2	1	1	1	1

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、平成27年度末をもって町立川島幼稚園は閉園となりますので、平成28年度以降は、私立とねがわ幼稚園の定員280人とします。

②保育園（所）など（2号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、2号認定（3～5歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

(単位：人)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み		135	135	135	135	135
②確保 方策	保育園・認定こども園	145	145	145	145	145
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	3	3	3	3	3
②-①		13	13	13	13	13

【確保の内容】

(単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	0	0	0	0	0
保育園（所）	145	145	145	145	145
合計	145	145	145	145	145

③保育園（所）など（3号認定）

保護者の就労などにより、日中の保育が必要で、3号認定（0～2歳児）を受けた子どもを預かり、保育を行います。

（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み		88	88	88	88	88
② 確保方策	保育園・認定こども園	100	100	100	100	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	町外施設（町内在住）	0	0	0	0	0
②－①		12	12	12	12	12

【確保の内容】

（単位：人）

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園（所）	10	90	10	90	10	90	10	90	10	90
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	100		100		100		100		100	

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町立保育園2園（さくら・けやき保育園）の最大受入可能人数とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

保育園、幼稚園、認定こども園や放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業のなかから、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、円滑に利用できるよう、利用者からの相談に応じて、情報提供及び関係機関との連絡調整を行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (か所)	2	2	2	2	2
確保方策 (か所)	2	2	3	3	3

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、事業や施設の利用に関する問い合わせは、子育て支援課窓口で概ね対応していることから1か所とします。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談窓口がわからないという意見を多くいただいたため、今後は、PR活動をし、利用者支援事業として展開していきます。

また、町立川島幼稚園閉園後の施設での利用者支援事業の実施も検討します。

②地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターにおいて、親子の居場所の確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み(年間延べ人数)	3,000	2,850	2,708	2,573	2,444	
確保方策	(年間延べ人数)	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000
	(か所)	1	1	2	2	2

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、平成24年度に年間2,810人が利用していることから、年間約3,000人の利用は、1か所の地域子育て支援センターで対応します。

また、町立川島幼稚園閉園後の施設での実施も検討します。

③妊婦健康診査

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	106	98	96	92	88
確保方策(年間実人数)	106	98	96	92	88

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している、妊婦健康診査事業ですべての利用者に対応可能です。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が訪問し、母親の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	106	98	96	92	88
確保方策(年間実人数)	106	98	96	92	88

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している、乳児家庭全戸訪問事業ですべての利用者に対応可能です。

⑤養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感などを抱えている家庭や、虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭を保健師や保育士、家庭児童相談員などが訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	10	10	10	10	10
確保方策(年間実人数)	10	10	10	10	10

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、現在実施している保健センター事業の母子保健事業で対応します。

今後は、療育としての事業も実施できるよう、川島町子ども・子育て会議において、実態などを把握しながら、検討します。

⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童などの支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間回数)	1	1	1	1	1
確保方策(年間回数)	1	1	1	1	1

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイ（短期入所生活援助）事業は、保護者が疾病・疲労など、身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ（夜間養護など）事業は、就労などの理由により、平日の夜間又は休日に保護者が不在となり、養育が困難となった場合やその他緊急の場合において、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において保護し、生活指導や食事などの提供を行う事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)	7	7	7	7	6
確保方策(年間延べ人数)	0	7	7	7	6

【確保方策の具体的内容】

年間の利用見込みが極めて少ない数字のため、町内整備については、今後の利用希望により検討します。

また、近隣市町で実施している本事業は、現在、その市町に住民票の登録があるかたが対象となっているため、近隣市町で実施している事業の委託契約などについて、平成28年度までの確保を目指し、検討します。

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

児童の送迎支援や預かりなどを受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する町民（提供会員）との、相互援助活動の連絡・調整を行います。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)		93	87	81	77	75
確保方策 (年間 延べ人数)	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応 強化事業を除く)	93	87	81	77	75
	子育て援助活動 支援事業(就学後)	—	—	—	—	—
	計	93	87	81	77	75

【確保方策の具体的内容】

現在の提供会員で、対応可能です。

今後、さらに提供・依頼会員を増やすため、事業のPR活動をしていきます。

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育園などの児童関係施設で、一時的に預かります。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間延べ人数)	幼稚園在園児	4,200	3,990	3,791	3,602	3,422
	在宅児など(※)	1,000	950	903	858	815
確保方策(年間延べ人数)		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

※幼稚園在園児を除いた0～5歳以下の乳幼児。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、各幼稚園は、在園児の利用のため、対応可能です。また、町立さくら保育園内で実施している一時保育事業についても、現在、定員に余裕があることから対応可能です。

⑨時間外保育事業（延長保育事業）

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	39	37	35	33	31
確保方策(年間実人数)	39	37	35	33	31

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、保育園在園児の利用のため、対応可能です。

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

児童が急な病気又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な期間、保育園や病院などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育及び看護ケアを行います。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間延べ人数)		51	49	47	45	43
確保方策 (年間 延べ人数)	病児・病後児保育事業	0	49	47	45	43
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業※)	51	51	51	51	51

※川島町では、平成26年度より「緊急サポート事業」を実施しています。

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、近隣市町村で実施している施設・事業の広域利用とすることで、対応します。

しかし、近隣市町村で実施している施設・事業では、実際の利用の際に、定員に空きがないケースが想定されるため、委託契約などにより、川島町の利用枠が平成28年度までに確保できるよう、検討します。

また、町外施設・事業を利用した際の費用免除などのソフト面での事業展開を、子ども・子育て会議などで研究します。

その他、子どもの症状が軽微な場合については、平成26年度より実施している緊急サポート事業で対応します。

町内の整備については、今後の実利用を踏まえ、研究します。

⑪放課後児童健全育成事業

親が共働きである世帯など、放課後の時間帯に保護者のいない世帯の小学生を対象に、放課後児童クラブで、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(年間実人数)	151	151	151	151	151
確保方策(年間実人数)	175	175	215	215	215

【確保方策の具体的内容】

確保方策については、町内の3つの放課後児童クラブの最大受入可能人数とします。

また、今後の実利用を踏まえ、平成29年度までに、小学校の空き教室などを利用し、実施できるよう整備します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または運営を促進するための事業です。



第3節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園や保育園の機能を併せ持つとともに、保護者の就労状況やその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。また、現在ある幼稚園などを活用することで、待機児童が解消されるなどの効果が期待されています。

このため国では、行政、施設、利用者が認定こども園制度に対する理解を深め、認定こども園が利用者に選択されるような普及啓発にかかる施策を推進するとともに、設置に向けた政策的誘導を図っています。

本町においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正などにより、地域の子どもを幼稚園、保育園に区別せず、ともに育てていくという幼保一体化を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士との合同研修などに対する支援

幼稚園及び保育園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、幼稚園教諭や保育士による合同研修や人事交流などを推進し、互いの理解を深めるとともに、人材育成に努めるものとします。

本町では、研修の開催に必要な助言などの支援を行っていきます。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

① 町立の教育・保育施設の役割

町立の教育・保育施設は、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たすとともに、特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下などによる家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

② 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに、効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

③すべての家庭への子育て支援の充実

教育・保育施設の利用の有無にかかわらず、すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを行う利用者支援事業など新たな事業を推進します。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談対応についても、教育・保育施設との連携による支援が必要となってきます。

教育・保育施設は、地域型保育事業を行う者、地域子ども・子育て支援事業を行う者などと連携し、これら保育に必要な支援に努めるものとします。

(5) 幼稚園及び保育園と小学校などとの連携推進方策

①幼稚園及び保育園から小学校への円滑な接続

幼児期は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要な時期です。

幼稚園及び保育園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観などの実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な接続に努めるものとします。

②放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な幼児たちは、小学校就学後に留守家庭となる場合も多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

そのため、日ごろから小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めるものとします。

第6章 個別施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭的保育事業	子育て支援課	家庭的保育者の居宅などにおいて保育を行う事業です。現在町内には家庭保育室を行っている事業者はいませんが、保育を希望する場合には他市町村にある家庭保育室の情報提供を行っています。本事業の要綱などを整備し、事業の実施に努めます。
特定保育事業	子育て支援課	パート勤務などの保護者が家庭で保育できない子どもを週2、3日間、午前中のみ、午後のみといった柔軟な時間で保育を行う事業です。現在は、一時預かり事業で対応しています。
相談及び情報提供体制の充実	子育て支援課	保護者を対象に気軽に子育て相談や子育て指導ができる環境の充実を図ります。また、町のホームページ上に「子育て応援かわじま」を開設し、子育ての情報を提供しています。今後、さらに内容の充実を図っていきます。

(2) 保育サービスの充実

実施施策	所管課	概要・方向性
保育サービスの充実	子育て支援課	通常保育の定員の弾力化を図り、待機児童が発生しないようにします。また、家庭保育室や幼稚園の預かり保育などを活用していきます。一時保育室などにより多様なニーズに対応します。認定こども園制度の導入について検討します。保育の質の向上を図り、また、保育士の専門性を高めるよう努めます。利用者が必要とする保育サービスの情報を提供します。障がい児については、健常児との統合保育を実施していきます。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

実施施策	所管課	概要・方向性
子育て支援サービスのネットワークの形成	子育て支援課	子育て支援ネットワークの構築を図り、子育て家庭からの相談にすぐ応じられる情報を収集し、提供できる体制をめざします。子育てサークル作りなどの助言・支援を行います。

(4) 児童の健全育成

実施施策	所管課	概要・方向性
児童の健全育成	子育て支援課	地域において子どもが遊び、学習、体験活動、地域住民との交流活動ができる居場所づくりを検討します。主任児童委員、児童委員が地域において児童の健全育成や虐待防止の取り組みなど、子どもと子育て家庭への支援を行います。
地域こども教室	生涯学習課	世代間交流や学年を越えた異年齢との活動の中で川島町の自然・文化・人の素晴らしさを、新たな視点で再発見し、心豊かに、たくましく、自信を持って生きることのできる子どもを育むことを目的として、年間12回程度のさまざまな体験活動を実施しています。
子育て支援における世代間交流	子育て支援課	子育て支援に高齢者などの参加を推進します。
学校の校庭開放	生涯学習課	各小・中学校の校庭を開放し、利用者の体力向上や健康増進を促し、また、子ども同士の交流の場としても利用されるよう、学校と連携して支援します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	子育て支援課 総務課	ワーク・ライフ・バランスや子育て支援に対する町民の認識を高めるよう啓発します。子育てを楽しむ、一層子育てに参加するよう意識を高めるため、普及啓発します。すべての子育て家庭が安心して子育てできる社会を目指し、地域社会全体で支えあう住民意識を高めるよう推進します。また、男女が共に家庭内における役割を分担するよう意識啓発を行います。

実施施策	所管課	概要・方向性
	農政産業課 総務課	労働者、事業主、地域住民などの意識改革や、事業主への社内規定見直しを進めるための広報、情報提供などの施策を、商工会と連携を取り実施します。子育てと仕事の両立ができるように、労働者、企業の慣行や意識を変えるよう働きかけます。
仕事と子育ての両立のための 基盤整備	子育て支援課	保育サービスの充実、未整備の事業への取り組みを検討し、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(6) 児童虐待防止対策の充実

実施施策	所管課	概要・方向性
関係機関との連携	子育て支援課 健康福祉課 教育総務課	児童虐待は、早期発見、早期対応が極めて重要なことから、児童虐待に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察などの関係機関との連携を図ります。また、地域との連携を密にして子どもの虐待を早期に発見し、子どもが安心して育っていける環境を整備するとともに虐待にあった子どもたちが、一刻も早く回復できるような体制を整備します。児童虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、町及び児童相談所へ通報するよう周知します。また、要保護児童対策地域協議会の機能をさらに充実させ、関係機関とは連携を密に図ります。
発生子防、早期発見、早期対応	子育て支援課 健康福祉課	子育て家庭が相談、交流できる「地域子育て支援拠点」の機能を充実させ、子育てに悩む保護者が孤立しないよう支援します。 乳児家庭全戸訪問事業により、虐待のリスクのある家庭や支援の必要な家庭の把握に努め、相談、支援を実施します。乳幼児健康診査の未受診児の状況を把握し、適切な支援を行います。 子どもの発達に関する知識を提供し、それぞれの子どもにあった子育てができるよう支援します。 妊娠中から支援が必要な妊婦を把握し、相談や訪問など適切な支援を行います。

(7) ひとり親家庭などの自立支援の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
ひとり親家庭などの自立支援の推進	子育て支援課	母子及び寡婦福祉法や、母子家庭の母の就業に関する特別措置法の規定を踏まえ、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。

(8) 障がい児施策の充実

実施施策	所管課	概要・方向性
障がい児教育の充実	教育総務課	障がいのある児童・生徒が、将来積極的に社会参加していけるように、障がいのない児童・生徒と活動をともにする交流教育の充実を図ります。また、公立幼稚園、小学校、中学校にとどまらず、私立幼稚園、特別支援学校などとの連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流の機会を設けます。さらにLD（学習障害）や、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの児童・生徒は、専門医や専門機関との連携や指導を受けることができるような相談体制を確立します。
乳幼児健康診査の推進・障がい児施策の連携	健康福祉課	保育園や幼稚園など関係機関との課題の共有化や、支援の統一が図れるよう障がい児支援のネットワークを確立します。障がいを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児健康診査の充実と従事専門職のスキルアップを図ります。各々に適した支援を行うための「発達相談」及び保護者の不安解消や子どもの発達を促すことなどを目的とした「発達支援教室」の充実に努めます。

基本目標2 保護者並びに乳幼児などの心身の健康の確保及び推進

(1) 子どもや母親の健康の確保

実施施策	所管課	概要・方向性
乳幼児健康診査、新生児訪問、両親学級などの充実	健康福祉課	出産後、子育ての不安解消や健やかな子どもの成長を支援するために、新生児訪問などの充実を図ります。また、相談しやすい対応やスクリーニング精度を上げるため、職員研修などを行い、専門職の質の向上を図ります。
乳幼児健康診査時の相談指導の実施	健康福祉課	乳幼児健康診査でのスクリーニング体制や相談指導体制の充実のために、小児科医の配置及び専門職のマンパワーの充実を図るとともに、受診率の向上に努めます。さらに、健康診査後の個別支援の充実を図ります。
出産・育児などに関する教育・相談の充実	健康福祉課	安心して子どもを産み育てるために「マタニティ学級」、「乳幼児相談」など相談・教育体制の充実を図ります。出産にリスクを持つ妊婦の早期把握のために、妊娠届出時に、母体の状況などの聴取、把握に努め、相談や訪問など、適切な支援を行います。
妊娠期からの継続した支援体制の整備	健康福祉課	母子健康手帳交付時に妊婦から身体状況や精神状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して個別相談などを行い、妊娠期からの子育て支援体制の充実に努めます。
子育て支援医療費の支給	子育て支援課	子どもが必要とする医療を容易に受けられるように、子どもの医療費の一部を支給する事業です。支給の対象年齢は、通院、入院とも15歳の年度末まで医療費の自己負担分を支給します。また、比企地区、川越、坂戸、鶴ヶ島市内の協定医療機関では「窓口払い不要」を実施しています。今後は、協定医療機関の地域の拡大を推進していきます。

(2) 「食育」の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
児童生徒の生涯にわたる心身の健康保持の増進	健康福祉課	妊娠したときから、適切な食事の大切さを周知し、食に対する意識を高めます。食事に関する悩みや不安などに対して相談に乗りながら、望ましい食習慣の定着を図ります。乳幼児健康診査や相談時に栄養士による指導を行うとともに、保育園や幼稚園、学校などの関連機関と連携をし、食の大切さや生活リズムの適正化など、子どもだけでなく、保護者など家族全体へもアプローチし、家族全体で正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を推進します。
「食育」の推進	農政産業課 教育総務課	児童・生徒が食生活を正しく理解し、望ましい食習慣を身に付けるよう、食に関する指導を充実します。また、家庭と連携し、「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進します。朝食を食べない子どもの割合を減少させます。保護者に対しては、給食試食会や給食だよりなどを通じて、食に対する意識の啓発を図ります。さらに、町内産や県産の農産物を学校給食に多く取り入れることにより、地元農業や食への関心や理解を深めるよう努めます。

(3) 思春期保健対策の充実

実施施策	所管課	概要・方向性
思春期のこころの変化に関する正しい知識の普及	健康福祉課 教育総務課	保健センターと中学校が情報交換を図るなど、連携を強化し、保健福祉分野の課題を把握するとともに、相談体制の充実に努めます。養護教諭やさわやか相談員を中心に、友人関係やこころの悩みなどの相談に乗り、思春期のこころのフォローに努めます。
喫煙や薬物に関する教育	子育て支援課 教育総務課	中学校と連携し、喫煙や薬物に対する正しい知識を普及し、生徒の健康増進に努めます。

(4) 小児医療の充実

実施施策	所管課	概要・方向性
小児医療の充実	健康福祉課	小児初期救急医療体制について、圏域関係機関と検討します。また、救急医療体制の枠組みについて、住民にPRし、理解を求めます。小児初期救急体制については、比企地区の市町村が主体となり、東松山医師会病院を拠点病院として、平成18年5月から実施しています。小児初期救急医療については、「比企地区こども夜間救急センター」を開設し、子どもの夜間診療と電話相談を行い、子育てを支援しています。第二次救急医療体制は、入院治療を必要とする重症患者に対応するもので、原則的には直接受診するものではなく初期救急医療施設からの搬送となります。
健康教室の実施の検討	健康福祉課	保護者が過度の不安や心配を抱かぬように、日ごろから病気や事故における知識を持ち、予防や対処方法などを身につけられる健康教室の実施を検討します。



基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

実施施策	所管課	概要・方向性
次代の親の育成	子育て支援課 生涯学習課	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する広報、啓発を関係機関と連携して推進します。

(2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校の教育環境などの整備

実施施策	所管課	概要・方向性
確かな学力の向上	教育総務課	埼玉県が実施する「埼玉県学力・学習状況調査」に参加し、児童・生徒一人ひとりの学力の向上と学校経営の改善に取り組みます。また、「読む・書く」、「計算」といった基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせます。児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小中一貫教育の取組を研究します。
豊かな心の育成	教育総務課 生涯学習課	各学校において、道徳教育に関する指導体制を確立するとともに、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。また、児童・生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる指導を徹底します。いじめ防止に向け、児童生徒の人権感覚を育成するための指導内容・指導方法の改善や指導者の養成をします。親の子育てに関する学習の機会を充実させ、子育ての喜びや楽しさを知らせるような取組を推進します。
健やかな体の育成	教育総務課 生涯学習課	学校と家庭、地域が連携して、児童・生徒の体力向上を推進します。中学校の運動部活動の充実を図るため、教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の人材を積極的に活用します。子どもがさまざまなスポーツやレクリエーション活動に参加する機会を提供します。また、子どもが地域でのさまざまな体験活動や、奉仕活動に参加する機会を提供します。

実施施策	所管課	概要・方向性
信頼される学校づくり	教育総務課	教員の指導力を養い、資質の向上に努めます。教員一人ひとりの能力や実績を適正に評価し、配置、処遇、研修などに適切に結びつけます。学校評価制度の推進を実施します。
学習環境の整備・充実	教育総務課	小・中学校施設の老朽化や耐震化に対して計画的な維持管理を行います。授業内容の変化への対応や事務の効率化などのため、学校のICT環境を整備します。経済的に困窮している家庭に対し就学援助制度や育英資金制度により、児童・生徒の修学を支援します。
幼児教育の充実	教育総務課 子育て支援課	子どもの発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、幼稚園・保育園などと小学校との円滑な接続を推進します。
適正な学校規模・学校配置の推進	教育総務課	児童数の減少により学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が顕在化しています。このため、地域の代表者や学校関係者などによる研究・検討を順次、進めてきましたが、今後は、統合により魅力ある学校づくりを行っていくための具体的な取組を進めます。

(3) 家庭と地域の教育力の向上

実施施策	所管課	概要・方向性
家庭教育への支援の充実	生涯学習課	青少年の健全育成を図るため、家庭教育のあり方についての重要性を考える学習機会の充実を図ります。子育て中の親が、親として育ち、力をつけるため、「親の学習」を実施します。
	健康福祉課	乳幼児健康診査や相談などの機会を捉えて、生活習慣やしつけなどの悩みや不安などの相談の実施に努めます。
地域の教育力の向上	教育総務課	すべての学校で組織されている「学校応援団」の活動の充実を図ります。

実施施策	所管課	概要・方向性
地域スポーツ環境の整備	生涯学習課	生涯スポーツを推進するため、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として小・中学校の体育館をスポーツ団体に開放しています。 地域におけるスポーツ活動の活性化を図るため、公民館活動との連携や、地域内のスポーツの機会づくりの推進に努めます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	教育総務課	警察、学校、PTAなど、関係機関との連携を図り、有害環境の是正に努めます。特に情報教育の中で、児童・生徒に情報収集の正しい方法やネット上のモラルについて指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を実施します。
	子育て支援課 教育総務課	携帯電話で接続できるインターネットの有害情報や、ネット上のいじめから子どもを守るため、フィルタリングの普及推進を図ります。子どもが有害情報に巻き込まれないように、地域、学校、家庭で情報モラル教育を推進します。

基本目標4 子どもなどの安全の確保及び生活環境の整備

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
交通安全教育の推進	町民生活課	春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止運動期間中の街頭活動などにより、交通事故防止運動を推進します。町交通安全母の会連合会による保育園児、幼稚園児、小学生を対象とした交通安全教室を行います。また、町の行事のときに啓発用品、パンフレットの配布などを行い、交通事故防止の啓発に努めます。
	教育総務課	警察と連携した交通安全教室の実施、交通指導員・保護者による登校指導、学校教職員による登下校時の安全指導を充実します。また、通学路の安全点検を計画的に行い、関係機関と連携し、速やかに改善を図ります。子どもを交通事故から守るため、警察、県、町、学校、地域、保護者との連携をさらに強化し、交通事故防止対策を推進します。
チャイルドシートの正しい使用の徹底	町民生活課 子育て支援課	チャイルドシート着用の向上を図るためのパンフレットなどの配布を行い、啓発に努めます。
自転車の安全利用の推進	教育総務課	小・中学校において自転車安全利用指導員を中心に自転車の交通ルールや安全な乗り方を指導し、自転車の安全利用を推進します。また、自転車賠償責任保険への加入を促進します。

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
公園施設などにおける死角をなくして犯罪の未然防止	まち整備課	公園施設などにおける外部からの死角をなくし、子どもの安全を確保し、犯罪の未然防止に努めます。
防犯灯の整備の推進	町民生活課	安心して暮らせる地域社会を目指し、夜間の犯罪を防ぐため、防犯灯の設置を推進します。
こども110番の家協力者連絡会	総務課	子どもが犯罪や事故の被害に遭わないように家庭、学校、地域、警察及び関係機関が一体となった活動を推進し、子どもの安全を守ります。また、地域安全防犯大会への参加や研修などを行い、地域ぐるみの防犯活動を推進します、
見守り活動の推進	総務課	自らの地域は、自らが守るという連帯意識のもとに、防犯パトロール組織や見守り隊のボランティアによる見守り活動を推進し、子どもたちの安全や犯罪被害に遭わないように努めます。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

実施施策	所管課	概要・方向性
被害に遭った子どものケアの推進	子育て支援課 教育総務課	児童相談所、関係機関と連携をとり、事例に応じて役割分担をし、きめ細やかなケアを行います。また、状況に応じて適切な専門機関につなげるように支援を行います。

(4) 安全な道路交通環境の整備

実施施策	所管課	概要・方向性
安全な道路交通環境の整備	まち整備課	実施計画を作成し、歩行者などが安全で安心して通行できる歩道整備などを計画的に進めます。

(5) 安心して外出できる環境の整備

実施施策	所管課	概要・方向性
公共施設、公共交通機関、建築物などのユニバーサルデザイン化	健康福祉課 子育て支援課 まち整備課 政策推進課	公共施設などの整備におけるバリアフリーなどについては「埼玉県福祉のまちづくり条例」の普及推進に努めるとともに、公共施設の整備・改修を実施する際は、計画的に進めます。
子育てにやさしいトイレなどの整備	子育て支援課 健康福祉課 生涯学習課 まち整備課	既存の公共施設の改修などにより、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりとした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレなどの整備を進めます。

(6) 安全・安心まちづくりの推進

実施施策	所管課	概要・方向性
公園など歩行エリア安全確保のための整備・改修	まち整備課	公園施設内歩行エリアにおける安全を確保するため、整備並びに危険箇所の点検・改修に努めます。



第7章 計画の推進体制と進捗管理

第1節 取り組みの方針

本計画は、川島町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体をはじめとした、住民一人ひとりが行政と協力して計画の推進に取り組みます。

第2節 計画の推進体制

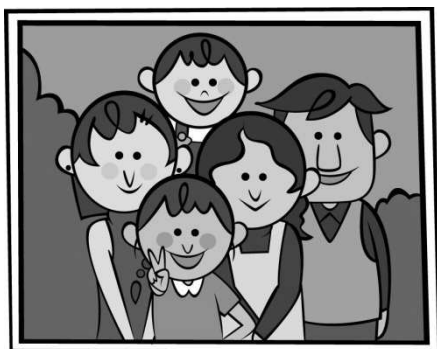
各施策・事業の推進については、関係機関が連携し、全庁的に取り組む必要があります。また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者などから構成される「川島町子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。計画の進捗状況は、毎年度の計画実施状況の把握と点検・評価を行います。

また、「川島町子ども・子育て会議」は本計画の策定及び見直しについて審議します。

第3節 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「川島町子ども・子育て会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの住民の声が生かせるよう広報やホームページなどを活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。



資料編

1 川島町子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川島町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例(昭和38年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(60) 川島町子ども・子育て会議委員

別表第1に次のように加える。

60	川島町子ども・子育て会議委員	日額	6,000
----	----------------	----	-------

(川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例の一部改正)

3 川島町幼稚園設置に関する条例を廃止する条例(平成24年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第38号から第59号まで」を「第38号から第60号まで」に、「38の項から59の項まで」を「38の項から60の項まで」に改める。

2 川島町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	分野	機関・団体	氏名	委員区分	役職
1	学識経験者	聖学院大学教授	中谷 茂一	1号	会長
2	学識経験者	元児童相談所所長	高倉 富美子	1号	副会長
3	関係団体	主任児童委員	牛村 節子	2号	
4	関係団体	青少年相談員	加藤 恭平	2号	
5	子育て支援事業従事者	保育園	荒井 章代	3号	
6	子育て支援事業従事者	教育委員会	渡辺 英夫	3号	
7	子育て支援事業従事者	とねがわ幼稚園	金 朝子	3号	
8	学校関係	校長会（小学校）	蓮見 重人	3号	
9	保健関係	保健師	中川 まり子	3号	
10	子育て支援事業従事者	放課後児童クラブ	鈴木 義宏	3号	
11	子育て支援事業従事者	地域子ども教室 コーディネーター	谷嶋 久美	3号	
12	保護者	保護者	黒圖 諭志	4号	
13	公募	保護者	笛木 小春	5号	
14	公募	保護者	石津 瑞枝	5号	
15	公募	保護者	新井 久美子	5号	

※委員区分について

- 1号委員：学識経験のある者
- 2号委員：関係団体の推薦を受けた者
- 3号委員：子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 4号委員：子どもの保護者
- 5号委員：公募による町民
- 6号委員：その他町民が必要と認める者

3 川島町子ども・子育て会議開催経過

開催日等		会議内容
第1回	平成25年11月20日	(1) 子ども・子育て支援新制度について (2) 子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査について (3) 子ども・子育て支援新制度導入スケジュールについて (4) その他
第2回	平成26年2月27日	(1) 川島町子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計結果について (2) 川島町子育て支援拠点整備計画(案)について (3) その他
第3回	平成26年6月19日	(1) 川島町子ども・子育て支援事業計画について ①川島町子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果について ②量の見込み算出について ③教育・保育の区域設定について (2) その他
第4回	平成26年10月10日	(1) 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例について (2) 川島町(子ども・子育て支援事業)量の見込みについて (3) 川島町子ども・子育て支援事業計画について (4) その他
第5回	平成26年12月10日	(1) 川島町(子ども・子育て支援事業)量の見込みについて (2) 川島町子ども・子育て支援事業計画(案)について (3) その他
第6回	平成27年3月11日	(1) 川島町子ども・子育て支援事業計画について (2) 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担(案)について (3) 川島町子育て支援拠点施設等整備計画の策定について (4) その他

4 用語集

用語	解説
1号認定	満3歳以上で教育のみを必要とする児童。
2号認定	満3歳以上で施設などでの保育を必要とする児童。
3号認定	満3歳未満で施設などでの保育を必要とする児童。
トワイライトステイ	保護者が仕事などの理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合、児童養護施設などで保護し生活指導や食事の提供をする事業。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立などの為、育児支援・家事支援を必要とする住民が、育児支援・家事支援を提供できる住民から子育て支援を受ける事業。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2ヶ月。保育所に預けられないなどの事業がある場合は最長1年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設などで預かる事業。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童養護施設	児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

用語	解説
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条に規定される、以下の13事業のこと。 ①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）、⑪放課後児童健全育成事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業。
特定教育・保育施設	県が認可し、市町村による確認を受け施設型給付の対象となった施設。
特定地域型保育事業	市町村による認可・確認を受け地域型保育給付の対象となった事業。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。
認可	行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う一時預かり事業。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童などに関する情報共有、支援内容の協議などを行う協議体。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

用語	解説
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査などで把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。



川島町子ども・子育て支援事業計画

かわじま子育て応援プラン

平成27年3月

発行 川島町

編集 川島町子育て支援課

住所 〒350-0192

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地

TEL 049-297-1811 (代表)

049-299-1765 (直通)

URL <http://www.town.kawajima.saitama.jp>

